

○経済産業省令第六十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(製造営業の許可申請)

第一条 法第二条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第二百二十三号。以下「令」という。）第十条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項

(製造営業の許可申請)

第一条 法第二条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第二百二十三号。以下「令」という。）第十条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項

、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。
（）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

2・3 [略]

第二条～第十二条 [略]

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 [略]

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の

、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。
（）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

2・3 [略]

第二条～第十二条 [略]

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 [略]

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の

所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

第十四条の二〜第四十一条 略

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

第四十二条 略

所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

第十四条の二〜第四十一条 略

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

第四十二条 略

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第六項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第二項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十二条・第四十四条 [略]

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第二項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十二条・第四十四条 [略]

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

4 法第二十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第四項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土曜、簡易土曜及び

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 [略]

2 [略]

[新設]

3 法第二十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土曜、簡易土曜及び防爆

防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5|| 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

6・7| [略]

壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

[新設]

4・5| [略]

(指定保安検査機関が行う保安検査の申請等)

第四十四条の三 前条第二項から第八項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2
[略]

(指定保安検査機関が行う保安検査の申請等)

第四十四条の三 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第三項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第四項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2
[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正)

第二条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(技術者試験の実施)</p> <p>第八条 技術者試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない</p>	<p>(技術者試験の実施)</p> <p>第八条 技術者試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。</p>

事由により年に一回技術者試験を行うことが困難であるときは、この限りでない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(冷凍保安規則の一部改正)

第三条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(完成検査に係る認定の基準等)	(完成検査に係る認定の基準等)

第四十七条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第四十八条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十九条 [略]

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類す

第四十七条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第四十八条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十九条 [略]

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

る検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第五十条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

3～5 [略]

6 法第二十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第五十条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二 [略]

3～5 [略]

6 法第二十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

により行う。

一・二 [略]

7 [略]

一・二 [略]

7 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第四条 液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔法第七条第二号の経済産業省令で定める者〕

第二条の二 〔略〕

第四条～第六十一条 〔略〕

〔保安統括者の選任等〕

第六十二条 〔略〕

2 法第二十七条の二第二項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 第九条第三項に規定する移動式製造設備により製造をする者であつて、液化石油ガス法第二十七条の五第四項の講習の

〔新設〕

第二条の二 〔略〕

第四条～第六十一条 〔略〕

〔保安統括者の選任等〕

第六十二条 〔略〕

2 法第二十七条の二第二項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 第九条第三項に規定する移動式製造設備により製造をする者であつて、液化石油ガス法第二十七条の五第四項の講習の

課程を修了した者にその製造に係る保安について監督させる

者

3
〔略〕

第六十二条～第七十条 〔略〕

(取扱主任者の選任)

第七十一条 法第二十八条第二項の規定により、特定高压ガスの消費者は、次の各号の一に該当する者を、取扱主任者に選任しなければならない。

一 〔略〕

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に

課程を終了した者にその製造に係る保安について監督させる

者

3
〔略〕

第六十二条～第七十条 〔略〕

(取扱主任者の選任)

第七十一条 法第二十八条第二項の規定により、特定高压ガスの消費者は、次の各号の一に該当する者を、取扱主任者に選任しなければならない。

一 〔略〕

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に

関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）、協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、液化石油ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

三 〔略〕

第七十二条～第七十六条 〔略〕

（特定施設の範囲等）

第七十七条 〔略〕

2～4 〔略〕

関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）、協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、液化石油ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

三 〔略〕

第七十二条～第七十六条 〔略〕

（特定施設の範囲等）

第七十七条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 法第二十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第二十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなら
ない。

6・7 [略]

5 法第二十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第二十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ
ならない。

6・7 [略]

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第七十八条 〔略〕

- 2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

- 4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第七十八条 〔略〕

- 2 前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

- 4 前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行

査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5
〔略〕

第七十九条～第八十二条 〔略〕

(完成検査に係る認定の基準等)

う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5
〔略〕

第七十九条～第八十二条 〔略〕

(完成検査に係る認定の基準等)

第八十四条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第八十五条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第八十六条 [略]

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類す

第八十四条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第八十五条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第八十六条 [略]

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

る検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第八十七条 [略]

2 法第二十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

3・4 [略]

5 法第二十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第八十七条 [略]

2 法第二十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二 [略]

3・4 [略]

5 法第二十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

により行う。

1・11 [略]

9 [略]

様式第37 (第77条、第78条関係)

[略]

備考 1～3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5・6 [略]

様式第38 (第77条、第78条関係)

1・11 [略]

9 [略]

様式第37 (第77条、第78条関係)

[略]

備考 1～3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5・6 [略]

様式第38 (第77条、第78条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、

第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみ

なされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。

3・4 [略]

様式第39 (第78条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第77条第4項により当該

検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は

、当該年月日を記載すること。

[略]

備考 1 [略]

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、

第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなさ

れる日がある場合に、当該年月日を記載すること。

3・4 [略]

様式第39 (第78条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該

検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当

該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第40 (第78条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第41 (第79条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

4・5 [略]

様式第40 (第78条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第41 (第79条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第42 (第79条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第42 (第79条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第43～様式第53 [略]

様式第54 (第92条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第54の2～様式第54の5 [略]

様式第54の6 (第92条の5関係)

様式第43～様式第53 [略]

様式第54 (第92条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第54の2～様式第54の5 [略]

様式第54の6 (第92条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

[略]

様式第54の7 (第92条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

[略]

[略]

代表者 氏名

殿

印

[略]

様式第54の7 (第92条の5関係)

[略]

代表者 氏名

殿

印

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第五条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)</p> <p>第八十条 [略]</p> <p>2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四</p>	<p>(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)</p> <p>第八十条 [略]</p> <p>2 前条第一項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第一項から第七項までの規</p>

項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3
【略】

4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは

定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3
【略】

4 前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が

「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第八項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 [略]

第八十一条～第八十五条 [略]

(完成検査に係る認定の基準等)

第八十六条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

行う」と、同条第五項及び第八項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 [略]

第八十一条～第八十五条 [略]

(完成検査に係る認定の基準等)

第八十六条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第八十七条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第八十八条 [略]

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

一・二 [略]

3 [略]

第八十七条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第八十八条 [略]

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第八十九条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

3～5 [略]

6 法第二十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

(協会等による調査の申請等)

第八十九条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二 [略]

3～5 [略]

6 法第二十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

様式第38 (第79条、第80条関係)

[略]

備考 1～3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5・6 [略]

様式第39 (第79条、第80条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみ

様式第38 (第79条、第80条関係)

[略]

備考 1～3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5・6 [略]

様式第39 (第79条、第80条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなさ

なされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。

3・4 [略]

様式第40 (第80条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第41 (第80条関係)

[略]

れる日がある場合に、当該年月日を記載すること。

3・4 [略]

様式第40 (第80条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第41 (第80条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第42 (第81条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第42 (第81条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第43 (第81条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第44～様式第54 [略]

様式第55 (第94条関係)

[略]

様式第43 (第81条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第44～様式第54 [略]

様式第55 (第94条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第55の2～様式第55の5 [略]

様式第55の6 (第94条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

備考 1・2 [略]

- 3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第55の2～様式第55の5 [略]

様式第55の6 (第94条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

[略]

様式第55の7 (第94条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

[略]

[略]

様式第55の7 (第94条の5関係)

[略]

代表者 氏名

殿

印

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部改正)

第六条 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令

第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(受験手続等)</p> <p>第十条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者は、製造保安責任者試験を受けようとする場合にあつては様式第八の高圧ガス製造保安責任者試験受験願書を経済産業大臣(乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については居住地を管轄する都</p>	<p>(受験手続等)</p> <p>第十条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者は、製造保安責任者試験を受けようとする場合にあつては様式第八の高圧ガス製造保安責任者試験受験願書を経済産業大臣(乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状若しくは第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については居住地を管轄す</p>

道府県知事) に、販売主任者試験を受けようとする場合にあつては様式第九の高圧ガス販売主任者試験受験願書を居住地を管轄する都道府県知事に、それぞれ、提出しなければならない。

2 法第二十一条第三項の規定により製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除される者は、前項の製造保安責任者試験受験願書又は販売主任者試験受験願書にその免除に係る講習の課程を修了して交付を受けた講習修了証又はその写し(以下この項において「講習修了証等」という。)を添付

しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、講習修了証等を添付することが困難であると経済産業大臣が認める場合は、当該事由を勘案して経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事が定めるところにより、当該講習の

る都道府県知事) に、販売主任者試験を受けようとする場合にあつては様式第九の高圧ガス販売主任者試験受験願書を居住地を管轄する都道府県知事に、それぞれ、提出しなければならない。

2 法第二十一条第三項の規定により製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除される者は、前項の製造保安責任者試験受験願書又は販売主任者試験受験願書にその免除に係る講習の課程を修了して交付を受けた講習修了証又はその写しを添付しなければならない。

<p>課程を修了したことを経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事が確認した場合には、この限りでない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、協会等がその試験事務を行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験について準用する。この場合において、第二項ただし書中「経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会等」と読み替えるものとする。</p>	<p>3・4 [略]</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、協会等がその試験事務を行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第七条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定施設の範囲等) 第二十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら</p>	<p>(特定施設の範囲等) 第二十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら</p>

行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一・二 〔略〕

4 法第二十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後二月以内）に

行つたことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める製造施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一・二 〔略〕

4 法第二十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後二月以内）に

受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

5～7 [略]

(協会等による保安検査証の届出等)

第二十五条 [略]

2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協

受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

5～7 [略]

(協会等による保安検査証の届出等)

第二十五条 [略]

2 前条第二項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるもの

会」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

とする。

3 〔略〕

4 前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第二十五条第一項本文」とあるのは「法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

第二十六条～第四十条 [略]

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十一条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第四十二条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第二十六条～第四十条 [略]

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十一条 [略]

2 法第二十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第四十二条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十二条 〔略〕

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 〔略〕

3 〔略〕

(協会等による調査の申請等)

第四十四条 〔略〕

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 〔略〕

第四十二条 〔略〕

2 法第二十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 〔略〕

3 〔略〕

(協会等による調査の申請等)

第四十四条 〔略〕

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二 〔略〕

3～5 [略]

6 法第二十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

様式第17 (第34条、第35条関係)

[略]

備考 1～3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

3～5 [略]

6 法第二十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

様式第17 (第34条、第35条関係)

[略]

備考 1～3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3) その他必要な事項

6 [略]

様式第18 (第34条、第35条関係)

5 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

[新設]

[新設]

[新設]

6 [略]

様式第18 (第34条、第35条関係)

[略]	[略]
備考 1 [略]	備考 1 [略]
<p>2 保安検査の年月日検査職員又は検査員氏名の欄には、<u>第34条第4項</u>により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>2 保安検査の年月日検査職員又は検査員氏名の欄には、<u>第34条第3項</u>により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。</p> <p>3・4 [略]</p>
様式第19 (第35条関係)	様式第19 (第35条関係)
[略]	[略]
<p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 保安検査の年月日の欄には、<u>第34条第4項</u>により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</p>	<p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 保安検査の年月日の欄には、<u>第34条第3項</u>により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</p>

4・5 [略]

様式第20 (第35条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第34条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第21 (第36条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

4・5 [略]

様式第20 (第35条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第21 (第36条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第22 (第36条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第22 (第36条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第23～様式第33 [略]

様式第34 (第19条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第34の2～様式第34の5 [略]

様式第34の6 (第19条の5関係)

様式第23～様式第33 [略]

様式第34 (第19条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4・5 [略]

様式第34の2～様式第34の5 [略]

様式第34の6 (第19条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

[略]

様式第34の7 (第19条の5関係)

[略]

年 月 日

代表者 氏名

殿

印

[略]

[略]

代表者 氏名

殿

印

[略]

様式第34の7 (第19条の5関係)

[略]

代表者 氏名

殿

印

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例)	(第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例)

第五十条 第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第二十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 〔略〕

六 前四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によりこれらの号に規定する回数で保安業務を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上保安業務を行うことができる。

様式第14 (第81条関係)

〔略〕

1～4 〔略〕

第五十条 第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第二十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 〔略〕

〔新設〕

様式第14 (第81条関係)

〔略〕

1～4 〔略〕

(備考) 1・2 [略]

3 第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣が定めた期間内に受ける場合においてはその旨を記載すること。

4 前回の保安検査の検査年月日は、第81条第3項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 [略]

様式第45 (第81条関係)

[略]

(備考) 1・2 [略]

3 第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣又は都道府県知事が定めた期間内に受ける場合においては、その旨を記載すること。

3 前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第45 (第81条関係)

[略]

(備考) 1 [略]

2 保安検査の検査年月日の欄には、第81条第3項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第46 (第82条関係)

[略]

1～4 [略]

(備考) 1・2 [略]

3 保安検査の検査年月日は、第81条第3項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、

(備考) 1 [略]

2 保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第46 (第82条関係)

[略]

1～4 [略]

(備考) 1・2 [略]

3 保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第

<p>当該年月日を記載すること。</p> <p>4 [略]</p>	<p><u>81条第2項</u>により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)

第九条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
------------	------------

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第二十四条 法第五十八条の三十の三第二項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 〔略〕

二 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する

同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する

特定施設の保安検査を行う者としての指定

三 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同

令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特

定施設の保安検査を行う者としての指定

四 コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用す

る同令第二十四条第二項及び第四項から第七項までに規定す

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第二十四条 法第五十八条の三十の三第二項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 〔略〕

二 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する

同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の

保安検査を行う者としての指定

三 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同

令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保

安検査を行う者としての指定

四 コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用す

る同令第二十四条第二項から第四項までに規定する特定施設

る特定施設の保安検査を行う者としての指定

五 [略]

2 [略]

の保安検査を行う者としての指定

五 [略]

2 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正)

第十条 ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

<p>(点検)</p> <p>第六十二条 昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかったものでなければ使用してはならない。ただし、<u>経済産業大臣（昇圧供給装置の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該昇圧供給装置の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(点検)</p> <p>第六十二条 昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかったものでなければ使用してはならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(鉱山保安法施行規則の一部改正)

第十一条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(粉じんの処理)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>2 前項第四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回、測定することとす</p>	<p>(粉じんの処理)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>[新設]</p>

る。

第十一条～第二十条の四 [略]

(石綿粉じんの処理)

第二十一条 [略]

2|| 前項第三号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同項第一号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定することが困難である場合は、
|| 経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間ごと
|| に一回以上測定するものとする。

第二十一条～第二十三条 [略]

第十一条～第二十条の四 [略]

(石綿粉じんの処理)

第二十一条 [略]

[新設]

第二十一条～第二十三条 [略]

<p>(定期検査)</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の定期検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回行うものとする。</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>(定期検査)</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。